

ストレスチェック制度に係る合同説明会

が開催されました

平成30年8月13日、名護労働基準監督署の会議室において、ストレスチェック制度に係る合同説明会が開催されました。

ストレスチェック制度は、労働者に対する心理的な負担の程度を把握するための検査（いわゆるストレスチェック）や、その結果に基づく面接指導の実施などを事業主に義務付ける制度で、改正労働安全衛生法に基づき平成27年12月1日に施行され、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、1年以内ごとに1回、定期的にストレスチェックを実施することが義務付けられました。

また、初回のストレスチェックは、制度の施行から1年となる平成28年11月30日までに実施する必要があり、併せて、その実施結果につい



合同説明会の様子

ては、所轄労働基準監督署長に報告を行う必要があります。

このストレスチェック制度に係る法令遵守及び制度の周知のため、今年度、名護労働基準監督署において合同説明会を開催したものです。

合同説明会においては、はじめに名護労働基準監督署長より開会のあいさつとともにストレスチェック制度が制定された背景や制度趣旨について説明が行われた後、監督・安全衛生課長より過重労働についてと題して、近年、過度な労働時間による過重労働を原因としてメンタルヘルス不調を訴える労働者が多いことに鑑み、働き方改革関連法に基づく過重労働防止対策等について説明が行われました。

その後、担当官よりストレスチェック制度についてと題して、パワーポイント資料やストレスチェック制度導入ガイド、ストレスチェック制度Q&A、その他ストレスチェック制度に係る各種パンフレット等を用いて、ストレスチェック制度の実施方法、面接指導の実施方法、集団分析の実施方法、その他各種ストレスチェックに係る禁止事項などについての説明が行われました。



ストレスチェック制度の趣旨等について説明を行う 安慶名名護労働基準監督署長



過重労働、働き方改革について説明を行う 児玉監督・安全衛生課長

